

令和3年度「喫煙に関するアンケート」 集計結果の活用状況

アンケートテーマの担当部署が、アンケート結果をどのように受け止めたのか、事業にどのように活用しているのかなど、集計結果の活用状況をご紹介します。

1 アンケート結果の事業等への活用状況

Q3の「喫煙に関するルールについて、知っていることをお答えください」という質問に対し、喫煙時の配慮義務（「カ 全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないよう配慮する義務がある」）や20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止（「ク 20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている」）については、他の選択肢に比べて認知度が低かったことから、特に子どもを受動喫煙から守るという観点から受動喫煙防止に関する周知啓発を継続して行っていきます。

Q5の「横浜市の喫煙に関する情報発信について、不足していると感じる内容を教えてください」に対する回答では、「ア 喫煙に関するマナー・ルール」が7割を超え、選択肢の中で最も多かったことから、喫煙マナー・ルールに関して発信する内容・時期・ツールを見直しながら、より多くの方に届く方法を検討していきます。引続き区役所など関係部署と連携して周知啓発を行っていきます。また、Q4の回答から、「喫煙に関するルールの情報」については、「ア 横浜市の広報媒体」と「ウ 街なかの看板ポスター等の掲出物」から入手している割合が高いことから、これらの情報発信ツールを活用していきます。

2 アンケートを実施した感想

Q8の飲食店の受動喫煙対策に関する質問で、法令で義務化されている、お店の出入口の喫煙に関する標識について、お店選びの参考にしていただいていると回答した方（「ア いつも参考にしていただいている」または「イ たまに参考にしていただいている」と回答した方）が6割を超えていたことから、標識掲示の重要性を改めて認識しました。

Q11の「普段どこでたばこを吸っていますか」に対する回答では、「ウ 横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所」が9割を超えた一方、続くQ12で当屋外喫煙所が使われない理由として「場所が分かりづらい」というご意見がありました。喫煙禁止地区内の取組効果を高めるため、喫煙所の適切な維持管理に加えて、来街者にとっても分かりやすい案内が求められていることが分かりました。

3 担当部署のeアンケートメンバーへのメッセージ

この度は、「喫煙に関するアンケート」に関するご協力いただきありがとうございました。設問への回答のほか、Q17「横浜市の喫煙対策に関する取組」に対する自由意見でも非常に多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に今後も喫煙ルールの周知徹底、マナー向上に取り組んでいきます。ご理解、ご協力をお願いします。

また、本市では、受動喫煙により健康への影響が大きい、子どもを守るための取組を進めています。受動喫煙防止への配慮について「こどものそばで吸わないで」や「吸わない人には吸わせない配慮を」などの、具体的なメッセージを記載したポスターや看板を作成し、公園などで啓発しています。引き続き、本市の受動喫煙防止に関する取組について、ご理解とご協力をお願いします。

担当：資源循環局街の美化推進課、健康福祉局保健事業課

ヨコハマ e アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。